



2026 年9月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ リ フ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 百 本 正 博
(コード番号:9244 東証グロース)
問 合 せ 先 上 級 執 行 役 員 C F O 久 保 聖
(TEL 03-6427-1866)

当社株式の監理銘柄(確認中)指定に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)のグロース市場における上場維持基準のうち「流通株式時価総額」基準について適合しない状態となっており、改善期間に入っておりましたが、改善期間終了となる最終営業日である本日時点において、東京証券取引所による「流通株式時価総額」基準への適合確認が完了していないため、当社株式は、2026 年 10 月 1 日付で東京証券取引所より監理銘柄(確認中)に指定されることとなりました。

当社の試算では、上場維持基準の判定に用いられる株価動向及び当社の流通株式数の状況を踏まえると、2026 年 9 月 30 日時点において、上場維持基準である「流通株式時価総額 5 億円以上」を充足する見込みです。

したがって、本指定は、改善期間終了時点において東京証券取引所による正式な適合確認が完了していないことによるものであり、現時点において上場維持基準への不適合が確定したものではありません。

今後、当社が東京証券取引所に提出する「株券等の分布状況表」等に基づき、同取引所による正式な審査が行われる予定です。審査結果につきましては、判明次第速やかにお知らせいたします。

なお、東京証券取引所より公表された指定措置の内容や理由等につきましては、日本取引所グループ Web サイトをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/news/1021/20260930-22.html>

記

1. 監理銘柄(確認中)指定の理由

改善期間内に上場維持基準に適合しない場合に該当するおそれがあるため。

(関連条項:有価証券上場規程施行規則第 604 条第 1 項第 1 号)

(ご参考:直近基準日時点の適合状況)

	株主数 ※2	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式比率	時価総額 ※3
当社の適合状況 (2023 年9月 30 日時点)	803 人	4,217 単位	4.27 億円	27.1%	—
当社の適合状況 (2024 年9月 30 日時点)	774 人	4,286 単位	3.33 億円	27.4%	—
当社の適合状況 (2025 年9月 30 日時点)	947 人	4,336 単位	4.83 億円	27.6%	—
上場維持基準	150 人以上	1,000 単位	5億円以上	25%	40 億円
2025 年9月 30 日時点の 適合状況 ※1	適合	適合	不適合	適合	

当初の計画に記載した 計画期間	—	—	2025 年9月 末まで	—	—
改善期間	—	—	2026 年9月 末まで	—	—

※1. 当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※2. 1単元以上の株式を所有する株主数を記載しております。

※3. 時価総額における基準は上場から 10 年を経過している場合に適用されるため当社は該当せず、基準日時点の時価総額は示されておりません。

2. 監理銘柄(確認中)指定期間

2026 年 10 月 1 日から、東京証券取引所が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで。

3. 今後の対応

当社は、2026 年 9 月 30 日時点の株主名簿に基づき「株券等の分布状況表」を作成のうえ、東京証券取引所に提出する予定です。

当社としては、前記のとおり、2026 年 9 月 30 日時点において上場維持基準(流通株式時価総額)を充足するものと見込んでおり、今後、東京証券取引所による正式な審査を受ける予定です。

東京証券取引所による審査の結果、上場維持基準への適合が確認された場合には、監理銘柄(確認中)の指定が解除されることとなります。

一方、審査の結果、上場維持基準に適合していないことが確認された場合には、東京証券取引所より整理銘柄に指定された後、当社株式は上場廃止となることとなります。

今後、東京証券取引所による審査結果及び開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上